

## 球磨川水系学識者懇談会 設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、平成19年5月に「球磨川水系河川整備基本方針」を策定しました。

令和2年7月豪雨では、この基本方針の基本高水のピーク流量を大幅に上回る洪水が発生したことから、現在、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において、気候変動の影響や流域治水の視点も踏まえ、基本方針の変更にむけて審議しているところです。

今後、河川法に基づき、河川整備基本方針に沿って、今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなることから、河川法第16条の2第3項の規定にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「球磨川水系学識者懇談会」を設置するものです。

### (参考) 河川整備計画

#### 河川法第 16 条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。